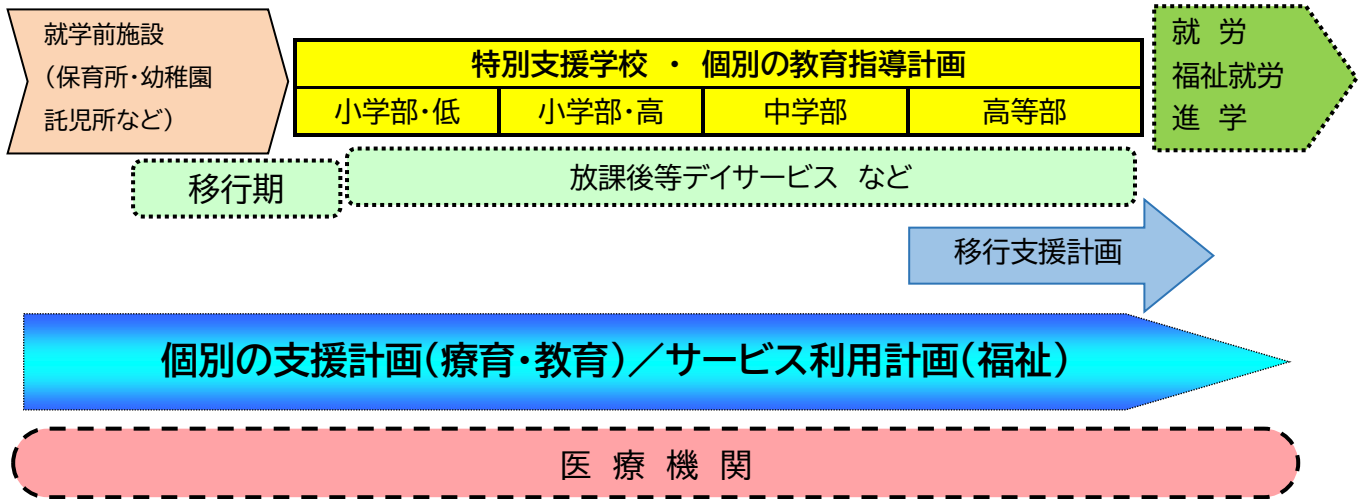




学校生活と進路決定までの流れ

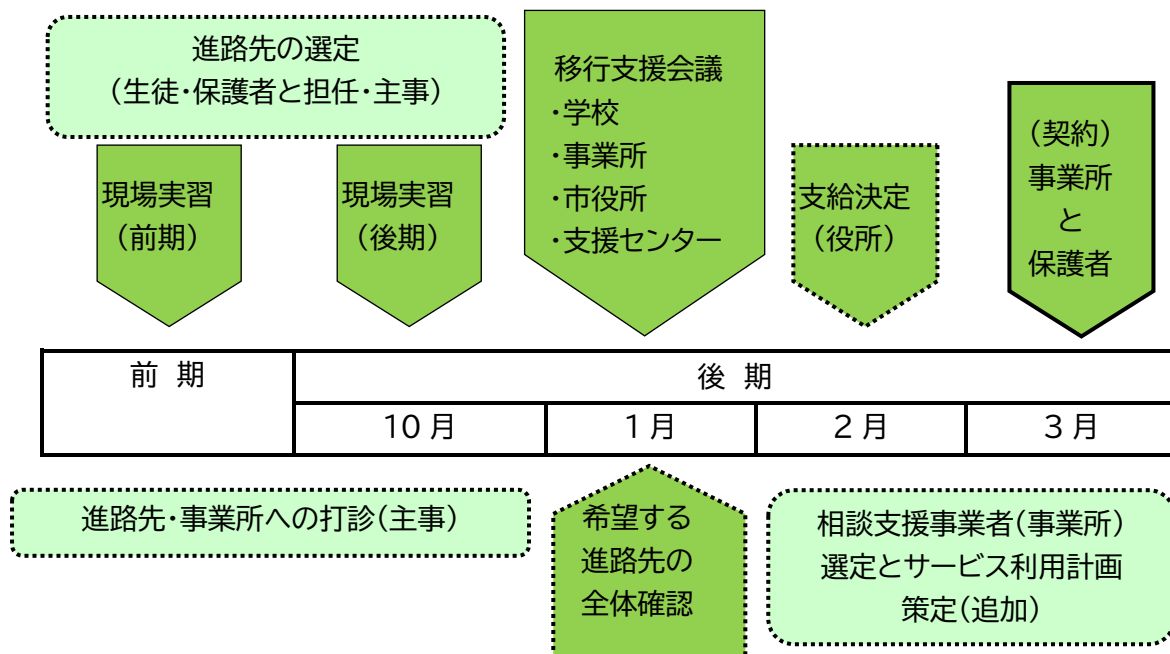
川島ひばりが丘特別支援学校 進路指導部

(1) 一人ひとりの個別支援計画



(2) 介護給付、訓練等給付に係る、進路決定へのイメージ (高3)

3月契約という順当な時期を基本にして、各機関で手続きに必要なとされる時間を割り振って
いくと、以下のような実施時期が考えられる。



サービス受給者証の更新(18歳)、障害支援区分認定(介護給付の場合)のための調査

※障害のある方を中心として、本人を取り巻く機関である学校、市役所、相談支援センター(就労、生活)、医療機関等が、共同して本人の意向に沿った暮らし作りを支援していくという構図(グランドデザイン、共生社会の理念)の下に担当する相談員がサービス利用計画を策定します。

(3) 進路決定手順 (進路先別)

☆この資料は一般的な手順を示したものであり、様々なケースがあります。

